

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成18年6月1日(2006.6.1)

【公表番号】特表2002-510719(P2002-510719A)

【公表日】平成14年4月9日(2002.4.9)

【出願番号】特願2000-542367(P2000-542367)

【国際特許分類】

C 08 F 4/654 (2006.01)
C 08 F 10/02 (2006.01)
C 08 J 5/18 (2006.01)
C 08 L 23/04 (2006.01)

【F I】

C 08 F 4/654
C 08 F 10/02
C 08 J 5/18 C E S
C 08 L 23/04
C 08 L 23:04

【手続補正書】

【提出日】平成18年4月5日(2006.4.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

もし、マグネシウム組成物(3)溶液の体積が、担体物質の孔体積の約2倍であるなら、溶液としての上記マグネシウム組成物の良好な析出が達成される。もし、炭化水素溶剤中の該組成物の濃度が、使用された炭化水素に対して5~60%であるなら、それが達成される。担体物質上にマグネシウム組成物を置くとき、その炭化水素溶液が、適用される温度において10mPa*sより小さい粘度を有しなければならない。マグネシウム錯体溶液の粘度は、例えば、式(3)における基R³の選択、炭化水素溶液の濃度の選択、アルキルマグネシウムとアルコールとの比の選択、又はいくらかの粘度低下剤の使用により調節され得る。チタン化合物は、揮発性炭化水素を除去するための触媒の前もっての乾燥を伴って又は該乾燥を伴わずに担体物質に添加され得る。所望なら、残存している炭化水素は、僅かな減圧、高められた温度又は窒素フラッシュを使用することにより除去され得る。